住所　東京都練馬区貫井２丁目３番６―203号
厳瀟　昭和56年10月23日生
王**蓉**　昭和56年２月16日生
鄭俊熙　平成20年11月30日生
住所　大阪市西淀川区千舟２丁目７番28号
陳為群　昭和50年10月23日生
陳昱妍　平成17年８月３日生
住所　東京都港区三田５丁目５番４号
王春霞　昭和53年５月６日生
住所　東京都江戸川区西小岩１丁目29番５号
夏宏**禧**　平成２年３月31日生
住所　東京都足立区竹の**塚**６丁目２番９―502号
徐欣　昭和46年２月６日生
住所　東京都江戸川区平井６丁目８番６号
王**驊**　昭和56年３月１日生
住所　東京都江東区辰巳１丁目10番66―303号
孫剛　昭和47年11月15日生
住所　福島県南会津郡南会津町伊与戸142番地
徐惠娟　昭和49年11月25日生
住所　岡山県倉敷市茶屋町1575番地
黄梅**蓉**　昭和53年７月30日生
住所　山形県西置賜郡小国町大字大石沢414番地２
郭鳳艷　昭和48年６月７日生
李揚揚　平成６年９月10日生
住所　埼玉県鶴ヶ島市大字中新田334番地１
赫玲　昭和40年11月２日生
徐彤　昭和62年４月１日生
住所　埼玉県深谷市東方3650番地５
張馨紅　昭和57年１月４日生
住所　東京都葛飾区南水元３丁目６番１―805号
荀莉　昭和50年３月21日生
住所　東京都八王子市上柚木309番地３
趙芝慧　昭和55年８月13日生

○外務省告示第二百七十六号

日本ＡＰＥＣ貿易担当大臣会合等関連行事の札幌開催に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十二年六月二日

外務大臣　岡田　克也

一　札幌コンベンションセンター周辺地域

期間	地域
平成二十二年六月五日午前七時から午後七時まで及び平成二十二年六月六日午前七時から午後二時まで	札幌市白石区	菊水七条（二丁目から四丁目）
		菊水八条（二丁目から四丁目）
		菊水九条（二丁目から四丁目）
		菊水上町一条（二丁目から四丁目）
		中央一条（一丁目から二丁目）
		中央二条（一丁目から二丁目）
		東札幌三条（一丁目から二丁目）
		東札幌四条（一丁目から三丁目）
		東札幌五条（一丁目から三丁目）
		東札幌六条（一丁目から三丁目）
		側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○外務省告示第二百七十七号

平成二十二年五月十四日にハノイで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十二年六月二日

外務大臣　岡田　克也

（円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百八十三億八千八百万円（一八、三八八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）１欄に掲げる事業計画を実施することを目的として、各事業計画につき付表２欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく付表３欄、付表４欄及び付表５欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表１欄に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表５欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ベトナムの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表１欄に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、付表１欄に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、３(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　３(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してベトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためベトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ベトナム社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、付表１欄に掲げる事業計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してベトナム社会主義共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

8　ベトナム社会主義共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら付表１欄に掲げる事業計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表１欄に掲げる事業計画の実施に従事する者及びベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　付表１欄に掲げる事業計画の実施の進捗（ちょく）状況についての情報及び資料

(b)　付表１欄に掲げる事業計画に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）